



(指定の手続き等)

**第3条** 公安委員会は、法第108条の4第1項及び規則第1条の規定により、指定講習機関を指定する場合は、別記様式第2号の指定書を交付して行うものとする。

2 公安委員会は、前項の指定を行ったときは、規則第3条の規定による公示を、別記様式第3号により行うものとする。

(名称等の変更の届出等)

**第4条** 公安委員会は、規則第4条第1項又は第3項の規定による届出は、別記様式第4号の公示事項等の変更の届出についてにより行わせるものとする。

2 公安委員会は、前項の届出があったときは、規則第4条第2項の規定による公示を行うものとする。

(適合命令等)

**第5条** 公安委員会は、法第108条の8第1項又は同条第2項の規定による命令を書面で行う場合は、別記様式第5号により行うものとする。

(講習業務規程の認可申請等)

**第6条** 公安委員会は、法第108条の6第1項前段及び規則第9条第1項の規定による講習業務規程の認可の申請は、別記様式第6号の講習業務規程認可申請書により行わせるものとする。

2 公安委員会は、法第108条の6第1項後段及び規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可の申請は、別記様式第7号の講習業務規程変更認可申請書により行わせるものとする。

(講習の休廃止の許可申請等)

**第7条** 公安委員会は、法第108条の10及び規則第14条第1項の規定による許可申請は、別記様式第8号の講習の休廃止の許可申請書により行わせるものとする。

2 公安委員会は、前項の申請の許可をしたときは、規則第14条第2項の規定による公示を行うものとする。

(指定の取消し等)

**第8条** 公安委員会は、法第108条の11第1項又は同条第2項の規定による指定の取消しは、別記様式第9号の指定講習機関の指定の取消通知書を交付して行うものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、規則第15条の規定による公示を行うものとする。

(運転適性指導についての技能及び知識に関する審査の申請)

**第9条** 公安委員会は、規則第5条第5号の規定による審査の申請は、別記様式第10号の運転適性指導員審査申請書により行わせるものとする。

#### 附 則

この規則は、令和4年8月12日から施行する。

---

## 別記様式第1号（第2条関係）

<p>指定講習機関指定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>富 山 県 公 安 委 員 会 殿</p> <p>申請者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
指定講習機関を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特定講習の種別	
特定講習を開始しようとする年月日	
添 付 書 類	

- 備考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 添付書類の欄には添付する書類名を記載すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列第4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

富山県公安委員会指令第 号

# 指 定 書

名 称

所在地

道路交通法第108条の4第1項の規定により、貴  
を指定講習機関として指定する。

特定講習の種別

年 月 日

富山県公安委員会



---

**別記様式第3号（第3条関係）****富山県公安委員会告示第 号**

指定講習機関の指定について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

年 月 日

富山県公安委員会委員長

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
    - (1) 名称
    - (2) 住所
    - (3) 代表者氏名
  - 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
    - (1) 事務所の名称
    - (2) 事務所の所在地
  - 3 特定講習の種別  
講習
  - 4 指定を行った年月日  
年 月 日
-

別記様式第4号（第4条関係）

		年	月	日
富山県公安委員会 殿				
		名 称 代表者	印	
公示事項等の変更の届出について				
指定講習機関に関する規則第4条	第1項	の規定による公示事項等の		
変更の届出をします。	第3項			
記				
1 変更する事項（書類の内容）				
2 変更後の事項（書類の内容）				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列第4番とする。

別記様式第5号（第5条関係）

第 号	
年 月 日	
殿	
富山県公安委員会 印	
道路交通法第 108条の 8	第 1 項 第 2 項
の規定により下記の措置を 採ることを命ずる。	
措 置	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列第4番とする。



別記様式第6号（第6条関係）

講習業務規程認可申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名

指定講習機関に関する規則第9条の規定による講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
------------------------------------	--

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列第4番とする。
  - 2 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

## 別記様式第7号（第6条関係）

## 講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名

指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変 更 の 理 由	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列第4番とする。
  - 2 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

## 別記様式第8号（第7条関係）

## 講習の休廃止の許可申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

申請者 住所  
氏名

指定講習機関に関する規則第14条の規定による特定講習の  
一部 休止  
の の許可を申請します。  
全部 廃止

上記許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	
同 年 月 日	
上記申請の理由	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列第4番とする。
  - 2 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第9号（第8条関係）

第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

名 称  
所在地

殿

富山県公安委員会 印

下記の理由により、道路交通法第 108条の11 第1項 の規定による  
第2項

指定講習機関としての指定の取消しをしたので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列第4番とする。

別記様式第10号（第9条関係）

運転適性指導員審査申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名

指定講習機関に関する規則第5条第5号の規定による運転適性指導についての技能及び知識に関する審査を申請します。

審査を受けようとする者の住所、氏名、生年月日	
添 付 書 類	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列第4番とする。

~~~~~

## 規 程

~~~~~

富山県公安委員会における特定秘密の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

令和4年8月12日

富山県公安委員会委員長 林 和夫

### 富山県公安委員会規程第7号

富山県公安委員会における特定秘密の保護等に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会における特定秘密の保護等に関する規程（平成27年富山県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「特定公文書」を「特定公文書ファイル等」に、「文書管理表」を「公文書ファイル管理簿」に、「登録」を「記載」に、「公文書」を「公文書ファイル等」に改め、同項第2号中「特定公文書」を「特定公文書ファイル等」に改め、同条第2項中「特定公文書」を「特定公文書ファイル等」に改める。

### 附 則

この規程は、令和4年8月12日から施行する。

~~~~~

## 公 告

~~~~~

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年8月12日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
南砺市松原字齊藤島 570番1外9筆並びに661番7及び662番1各地先	同左	道路公園 下水道	石川県金沢市西念三丁目5番27号	アラックスエ ステート株式 会社

## 令和4年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和4年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令 第80号）第8条の規定により公告する。

令和4年8月12日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年11月11日（金）午前10時から正午まで
- (2) 場所 富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 701号室

### 2 受験手続

#### (1) 書面申請の場合

##### ア 申込方法

- ① 受験願書に写真を添えて、富山県土木部河川課業務係まで持参又は郵送すること。
- ② 写真（縦 4.5cm×横 3.5cm程度）は、出願前6月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。
- ③ 受験願書には、受験手数料として富山県収入証紙 8,100円分を貼り付けること。（証紙は消印せず、重ねて貼らないこと。）

##### イ 受付期間

令和4年10月3日（月）から10月20日（木）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による申込みの場合は、令和4年10月20日（木）までの消印があるものを有効とする。

#### (2) 電子申請の場合

##### ア 申込方法

- ① 富山県電子申請サービスの「砂利採取業務主任者試験の受験申込」のフォームに必要事項を入力し、写真の画像データをアップロードの上、送信すること。

- ② 写真（縦 4.5cm×横 3.5cm程度）の画像データは、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、ファイル形式はjpeg、jpg又はpngのものをアップロードすること。
- ③ 申請完了後に送付されるメールに支払用URLが記載されるので、メールの案内に従い、受験手数料として 8,100円をクレジットカード又はペイジーで納付すること。

イ 申込期間

令和4年10月3日（月）から10月20日（木）まで

- ※ 受験手数料の支払期限は支払い可能になってから3日後の23時59分まで。支払期限内に納付を完了しない場合、申込みは受理しない。

3 問合せ先

富山県土木部河川課（電話 076 - 444 - 3324）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号